

豊田少年少女発明クラブ補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田少年少女発明クラブに対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付目的）

第2条 この補助金は、豊田少年少女発明クラブに対して補助することにより、創造性活動の促進を図るとともに、こどもたちの科学に対する心を養うことを目的とする。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田少年少女発明クラブとする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が事業計画に基づいて行う創造性活動及びこどもたちの科学に対する心を養う事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表に示すとおり、教室開催及びそれに付随する創造性活動、各種催事等の活動に要する費用とする。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、毎年度予算の定める範囲内において決定する。

2 補助金の額は、10,000千円を限度とする。

（端数処理）

第7条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助の条件）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えなければならない。

（1）会則を定め、目的及び役員構成を明確にしておくこと。

（2）事業の記録、会計簿等必要な書類を具備すること。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿を補助事業終了の翌年から5年間保管しなければならない。

（交付申請の期日）

第9条 規則第4条に定める交付申請は、毎年度6月10日までに行わなければならない。

（交付の方法）

第10条 補助金は、その全部又は一部を概算払により交付する。

(交付の除外要件)

第 1 1 条 市長は、規則第 4 条の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

- (1) 補助事業者の役員又は会員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその申請者団体の運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 補助事業者の役員又は会員が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 補助事業者の役員又は会員が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 補助事業者の役員又は会員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 補助事業者の役員又は会員が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(交付取り消し又は補助金の返還)

第 1 2 条 市長は、交付決定通知書を交付した補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付されている補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前条の各号のいずれかに該当するとき。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 5 条関係) 補助対象となる教室開催ならびにそれに付随する創造活動、各種催事等の活動に要する費用

事業費のうち

費 用	主な経費
指導員報償費	指導員活動費、サポーター活動費など
専従指導員報酬費	専従指導員・OM指導員の人件費
創造性活動費	クラブ作品展に関する運営経費(消耗品、筆耕、会場設営費、交通費、講師謝礼など) クラブ競技会に関する運営経費
指導員研修・養成費	指導員の研修に要する講師謝礼、交通費など
教材開発費	学年毎に募集した開発教材代、新規教材、改良教材など
クラブ員顕彰費	作品展、クラブ競技会、活動の顕彰など
保全費	機械工具類の修理・取替など
部品・材料費	使用部品・教材費(木工類、電気工作部品、接着剤) ただし、OM・洋上の使用教材は含まない。

特別事業費のうち

費 用	主な経費
OM関係費	大会登録料など参加に要する経費、材料費、参加レポート、旅行保険代や移動中携帯電話借用など
洋上研修費	材料費、参加レポート、旅行保険代や移動中携帯電話借用など
特許教育費	クラブ員指導料、特許取得指導・支援費など